

かがわ冷凍食品研究フォーラム規約

(名称)

第1条 本会は、かがわ冷凍食品研究フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(目的)

第2条 香川県内に立地している冷凍調理食品製造業及び冷凍水産食品製造業などの冷凍食品を製造する食品企業を対象に、新製品・新技術の開発支援並びに関係企業が抱える課題を解決するため、産学官が連携して、総合的な支援事業を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 情報収集・提供事業

冷凍食品の開発に関するセミナーを開催するほか、先進企業や学官の試験研究機関等の視察を行う。

(2) 意見交換・相談事業

冷凍食品の開発に係る諸問題について、大学や公設試験研究機関等の参加した意見交換会を開催し、適宜、専門家の助言・指導を受けるとともに、共同研究や受託研究の検討を行う。

(3) その他本フォーラムに役立つ事業

(会員)

第4条 フォーラムの会員は、次のとおりとする。（以下「会員」という。）

(1) 冷凍食品を製造している企業・個人

(2) フォーラムの運営に関して必要な助言・支援を行う機関・専門家等

(役員)

第5条 フォーラムに会長及び副会長（2名）を置く。

2 会長は、会員の中から互選により選出し、副会長は、会員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、フォーラムを代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(入会)

第6条 フォーラムに入会を希望するものは、別に定める申込書を会長に提出するものとする。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会費)

第8条 会費は、無料とする。

(事務局)

第9条 フォーラムの事務局は、公益財団法人かがわ産業支援財団技術振興部に置く。

附 則

この規約は、平成25年9月10日から適用する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から適用する。